

## 青木村出産祝金支給要綱の全部を改正する要綱

青木村出産祝金支給要綱の全部を次のように改正する。

### (目的)

第1条 この要綱は、青木村に居住及び住所を有する者の出産に対してこれを祝福し、出生児の健やかな成長に寄与するため、青木村出産祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、村の将来の活力を支えていく子供の出生を奨励することを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 出産祝金の支給の対象となる者は、新生児を出産した者又はその配偶者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 出産の日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき青木村の住民基本台帳に記録されていること。出産とは、戸籍法（昭和22年法律第224号）に定められた出生届が受理されたものをいう。
- (2) 母子ともに引き続き1年以上青木村に住所を有し、居住していること。
- (3) 全ての世帯員が、村税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。

### (祝金の額)

第3条 祝金の額は、出生児1人につき第1子100,000円、第2子150,000円、第3子200,000円、第4子250,000円、第5子以上は350,000円とする。

### (申請)

第4条 祝金の支給を受けようとする者は、青木村出産祝金支給申請書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

### (支給の決定)

第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、村に整備されている戸籍簿、住民基本台帳等により支給要件を審査の上、支給の可否を決定し、青木村出産祝金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、支給することを決定した支給対象者に出産祝金を支給する。

- 2 支給要件が村に整備されている戸籍簿住民基本台帳により認定し難い場合は、申請者に戸籍謄本、出生証明書等証明できる書類を提出させることができる。

### (返還)

第6条 村長は、偽りその他不正により出産祝金の支給を受けた者がいるときは、その返還を命ずることができる。

- 2 支給を受けた者が、第2条第1項第2号に規定する要件に該当しなくなったときは、既に支給を受けた出産祝金の全部を返還しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。